

特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の在り方に関する検討会
開催要綱

1 趣旨・目的

ボイラー、クレーン等、その使用時に特に危険な作業を必要とする機械（以下「特定機械等」という。）は、構造上の要件を欠くと重篤な災害を招くおそれがあることから、安全性能を確保するため、労働安全衛生法では、製造許可及び製造時等検査制度を設けるとともに、設置時、使用時の各段階における検査を義務付けている。

製造許可権限を国が持ちつつ、民間活力を活用する観点から、ボイラー及び第一種圧力容器の製造時等検査や性能検査については、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関が検査を行うなど民間移管を進めてきたところである。

上記を踏まえ、特定機械等の安全性を確保した上で、製造許可及び製造時等検査について、更なる行政の効率化や民間活力の活用ができないか、有識者の参集を求め、検討する。

2 検討事項

- (1) 製造許可制度の在り方について
- (2) 製造時等検査制度等の在り方について
- (3) 民間の検査機関等に対する厚生労働大臣の監督権限について
- (4) その他

3 構成等

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が有識者の参集を求め、開催する。
- (2) 本検討会は、特定機械等に関する学識経験者、製造者の代表等から構成することとし、構成員は別紙のとおりとする。
- (3) 本検討会に座長を置くこととし、本検討会の構成員の互選により選出する。
- (4) 座長は、座長代理を指名することができる。
- (5) 本検討会には、必要に応じ、別紙に掲げる構成員以外の有識者の参集を求めることができる。

4 その他

- (1) 本検討会、会議資料及び議事録については、原則として公開するものとする。ただし、個別事案を取り扱う場合においては、個人・企業情報の保護の観点等から、公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合等において、座長が非公開が妥当であると判断した際には、非公開で実施することもできるものとする。なお、非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開する。
- (2) 本検討会の庶務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課において行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関して必要な事項は、会議において定める。

特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の在り方に関する検討会
構成員名簿

井村真己	追手門学院大学法学部教授
梅崎重夫	独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所フェロー 研究員
小林龍生	株式会社キトー技術開発本部制御開発部制御開発グループ主任
丹治雅人	コベルコ建機株式会社マーケティング事業本部担当部長
辻裕一	東京電機大学工学部機械工学科教授
土屋孝浩	日立製作所労働組合中央執行委員
中村瑞穂	職業能力開発総合大学校能力開発院能力開発基礎系（安全ユニット） 教授
村上弘記	株式会社 I H I 技術開発本部技監
山際謙太	独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所機械シス テム安全研究グループ部長代理
山脇義光	日本労働組合総連合会労働法制局長

（五十音順、敬称略）